# 99-332

## 問題文

医師への疑義照会に関する記述のうち、適切なのはどれか。2つ選べ。

- 1. 錠剤を服用するのが苦手との申し出があり、疑義照会をせずにドキサゾシンメシル酸塩錠2mgの処方に対して粉砕して調剤した。
- 2. モメタゾンフランカルボン酸エステル軟膏0.1%の用法に「医師の指示通り」と記載されていたので、疑義照会をせずに調剤した。
- 3. プレドニゾロン散1%0.05g(1回量)が処方されていたので、疑義照会をせずに賦形剤を0.2g(1回量)を加えて調剤した。
- 4. 70歳の男性にトリアゾラム錠が0.5mg(1回量)処方されていたので、疑義照会をした。

# 解答

3. 4

## 解説

選択肢1ですが

疑義照会なく、錠剤→粉砕して散剤へと変更して調剤することは、できません。よって、選択肢 1 は誤りです。

#### 選択肢 2 ですが

「医師の指示通り」では、具体的な内容がわからないため、疑義照会を行った上で調剤する必要があります。 よって、選択肢 2 は誤りです。

選択肢 3.4 は、正しい選択肢です。

賦形剤を加えることは「調剤学上当然の措置」の一つであり、疑義照会なく行うことができます。

又、トリアゾラム(ハルシオン)は高齢者には、 1 回  $0.125~\text{mg}\sim 0.25~\text{mg}$  までとされており、疑義照会が必要です。

以上より、正解は 3,4 です。